

## ～知っておきたい「成年後見制度」～

### ◆契約や財産管理について、不安を感じている方はいませんか？



- ・ 認知症があり、一人暮らし。悪徳商法に引っ掛からないか心配...
- ・ 最近物忘れがひどくて財産管理に不安がある
- ・ 医療や福祉サービスの契約を自分ですることが難しい
- ・ 子どもがいない。親族とも疎遠である。急に倒れて入院になったらどうしよう

このような方の権利を守るために成年後見制度があります。



### ◆成年後見制度って何？

「自分のことは自分で決める」ことが難しくなってきた...

障害のあるなしに関わらず、大人になったら、自分のことは自分で決めなければなりません。それは、家族がいても同じです。

でも・・・誰もが自分のことを自分一人で決めて、手続きすることはできるでしょうか。判断能力の低下や障害のある方本人の思いを大切にしながら一緒に考え、契約や手続き、財産管理に関わる様々なサポートをしてくれる制度です。



このようなケースにサポート、対応できるのが『成年後見制度』です。

成年後見人等は、福祉サービスや入院等の契約、財産管理、本人が十分に理解できないまま結んだ契約の取り消し等を行うことができます。

しかし、成年後見人等は、何でも代わりにできる人ではありません。

できないことが起こった場合は、本人や家族、手伝ってくれる方に協力をお願いします。

「成年後見人等がついたから、家族の役割がなくなってしまう...」ことはありません。

家族・専門職・地域と一体となって本人を支えます。

### ■成年後見人等ができないこと...■

- ・ 手術や治療の同意をする
- ・ 本人の介護や付き添いをする
- ・ 本人の保証人や身元引受人になる
- ・ 喪主として本人のお葬式を行う 等

◆成年後見には2つの制度があります。



①法定後見制度	②任意後見制度
<p>判断能力が不十分</p> <p>家庭裁判所が適切な援助者（後見人・保佐人・補助人のいずれか）を選びます。</p> <p>選ばれた援助者が本人に代わって契約などの法律行為や財産管理など必要な支援をします。</p>	<p>判断能力がある</p> <p>将来の代理人（任意後見人）を定め、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、「任意後見契約」を結んでおきます。</p> <p>将来自分がどんな生活をしたいかなども自分で決めておくことができます。</p>

※どちらの制度を利用するかは、現時点での「判断能力の有無」で判断します。

◆①法廷後見制度の類型（家庭裁判所が、本人の状態を医師の診断書等で判断します）

後見類型（成年後見人）	保佐類型（保佐人）	補助類型（補助人）
金銭管理や日常的に必要な買い物ができない	簡単な買い物には問題ないが、重要な財産行為については難しい	財産行為について自分でできる可能性はあるが第三者が代理することが望ましい

※ コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部の講義資料より一部抜粋

◆成年後見人等への報酬

成年後見人等への報酬は、本人に行った支援内容及び本人の資産等から適切と思われる金額を家庭裁判所で判断し決定するように、法律で定められています。

基本的には、本人の類型を問わず、月額 2 万円が成年後見人等の報酬として発生します。その他、本人の資産が高額な場合（おおむね 1,000 万円以上）や、遺産分割の手続きや不動産の売却など、本人のために特別な手続きをした場合は、報酬が増額になります。

※ 所得、資産が少ない方でも申請は可能です。

◆成年後見制度の利用の流れ



地域包括支援センターへご相談ください。制度や申し立て方法を説明いたします。

成年後見制度はご本人の状況等により異なります。不安に思うところ、気になることをお聞かせいただければ、私たちが整理しご案内します。安心してご相談ください。

（必要に応じて弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等と連携、紹介もいたします。）

※河合町は、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（行政書士団体）と「成年後見制度関連における支援協定」を締結しています。自宅訪問も可能です。

連絡先 河合町地域包括支援センター 河合町池部 1 - 1 - 1 河合町役場内  
 ☎ : 0745-57-0200 ☒ : [kawai-houkatu@kcn.jp](mailto:kawai-houkatu@kcn.jp)